

議案第6号

木津川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

木津川市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成19年木津川市条例第106号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月28日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）」が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成19年木津川市条例第106号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条―第8条）

第3章 災害障害児見舞金の支給（第9条―第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第15条）

第5章 災害弔慰金等支給審査委員会（第16条―第21条）

第6章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 災害弔慰金の支給

第8条の次に次の章名を付する。

第3章 災害障害児見舞金の支給

第11条の次に次の章名を付する。

第4章 災害援護資金の貸付け

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第22条とし、第15条の次に次の1章及び章名を加える。

## 第5章 災害弔慰金等支給審査委員会（第16条―第21条）

### （設置）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、法第18条の規定に基づき木津川市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

### （組織）

第17条 審査委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 審査委員会の委員（以下「委員」という。）は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

### （任期）

第18条 委員の任期は、任命し、又は委嘱した日から調査審議の終了の日までとする。

2 委員が欠けた場合は、市長は、補欠の委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別の理由が生じた場合は、市長は、委員を解任し、又はその委嘱を解くことができる。

4 委員は、再任されることができる。

### （委員長及び副委員長）

第19条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第20条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認められるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席、意見若しくは説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第21条 審査委員会の庶務は、災害弔慰金支給担当課において処理する。

## 第6章 雑則

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料（議案第6号）

木津川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
<u>目次</u>	
第1章 <u>総則（第1条・第2条）</u>	
第2章 <u>災害弔慰金の支給（第3条～第8条）</u>	
第3章 <u>災害障害児見舞金の支給（第9条～第11条）</u>	
第4章 <u>災害援護資金の貸付け（第12条～第15条）</u>	
第5章 <u>災害弔慰金等支給審査委員会（第16条～第21条）</u>	
第6章 <u>雑則（第22条）</u>	
<u>附則</u>	
第1章 <u>総則</u>	
第1条・第2条（略）	
第2章 <u>災害弔慰金の支給</u>	
第3条～第8条（略）	
第3章 <u>災害障害児見舞金の支給</u>	
第9条～第11条（略）	
第4章 <u>災害援護資金の貸付け</u>	
第12条～第14条（略）	
（償還等）	（償還等）
第15条（略）	第15条（略）
2（略）	2（略）

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 災害弔慰金等支給審査委員会

(設置)

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、法第18条の規定に基づき木津川市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(組織)

第17条 審査委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 審査委員会の委員（以下「委員」という。）は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(任期)

第18条 委員の任期は、任命し、又は委嘱した日から調査審議の終了の日までとする。

2 委員が欠けた場合は、市長は、補欠の委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、政令第8条から第11条までの規定によるものとする。

期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別の理由が生じた場合は、市長は、委員を解任し、又はその委嘱を解くことができる。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第19条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審査委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認められるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席、意見若しくは説明又

は必要な資料の提出を求めることができ  
る。

(庶務)

第21条 審査委員会の庶務は、災害弔慰  
金支給担当課において処理する。

第6章 雑則

第22条 (略)

第16条 (略)

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第6号 木津川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	
担当課	社会福祉課 福祉総務係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第27号)が改正され、災害援護資金の支払猶予の明確化や償還免除要件の追加、また災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に係る合議制の機関の設置について規定された事項に関し、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年6月7日公布、8月1日施行)</li> <li>・課内で協議、検討を行い、条例案を策定。</li> </ul>	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	5 災害などから市民を守り、安心・安全に暮らせるまちづくり
	政策分野	11 防災・減災
	施策	②地域防災 エ. 要支援者対策などの充実
概算事業費 (単位:千円)	<input type="checkbox"/> 単年度( 年度) <input type="checkbox"/> 複数年度( 年度)  災害時に予備費対応	
将来にわたる効果及び経費の状況	災害援護資金に係る被災者の返済負担の軽減、被災者支援の充実のため、災害弔慰金等の適正支給を図ります。	